

○副議長（本木忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。十四番小野寺健君。

〔十四番 小野寺 健君登壇〕

○十四番（小野寺 健君） 日本維新の会、小野寺健です。本木副議長のお許しを頂きましたので一般質問いたします。

県は、国と地方のあるべき姿をどのようにお考えか。宮城県には、東北唯一の政令指定都市仙台市があります。仙台市は、他の指定都市とともに特別自治市の法制化などに係る検討を進めており、指定都市市長会を中心に長年国に要望されています。政令指定都市が、都道府県から独立性を高める特別自治市の実現に向け動いている中で、知事は、特別自治市制度と地方分権改革推進について、どのようなお考えをお持ちか数点伺います。

平成五年に衆参両院の地方分権の推進に関する決議がなされてから三十年以上が経過する中で、国と地方の関係は変わらず、地方分権の議論が進まない状況で、政令指定都市が新たな大都市制度特別自治市の法制化を目指すのは、都道府県と指定都市との間に存在する二重行政等の課題を共有し、住民目線での解決を図ること。大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進すること。地域の実情に合わせた県から政令指定都市への権限移譲を早期に進めることなどの実現を図りたいという思いがあります。そこで伺いますのは、知事は、宮城県と仙台市との間にどのような二重行政等の課題が存在するとお考えか。大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に関してどのような認識をお持ちか。宮城県から仙台市への権限移譲に関して具体的に権限が移譲できるものがあるとお思いか、所見を伺います。

都道府県の立場から考えれば、政令指定都市が特別自治市として自主的に県から独立した場合、大規模災害時における人的・物的支援の広域調整が難しくなることや、警察の広域捜査における対応力の低下など、県の総合調整機能や組織的対応に不安が出ることや、政令指定都市への税財源移譲に伴い県に巨額の財源不足が生じるため、県内全域で現行水準の行政サービスの提供ができなくなり、県民の皆様の生活や県内市町村の行政運営に大きな影響が及ぶという懸念があります。賛否両論ある特別自治市の法制度化ですが、知事はどのような所感をお持ちでしょうか。また、地方分権の推進に関する

決議から三十年以上経過する中で、現状の地方分権改革を踏まえた国と地方のあるべき姿をどのように考えているのか伺います。

私は、地方分権の取組を推進していくことは、住民目線から見ても重要と考えており、まずできることから始めていただきたい。宮城県は、今後も現行制度のもとでも、仙台市との間で適切な役割分担を図りながら、更なる連携・協調を進めることに努力していただきたい、このことを強く求めます。地方分権の議論を進めていく上で気になることがあります。この三十年で確実に自治体の機能が低下していることです。特に、人口減少が著しい市町村の実情を踏まえると、分権の限界を感じざるを得ません。具体には、財政難や人口減少で思うように職員が確保できず、市町村の事務に支障が出ている市町村が見られることです。他県の事例ではありますが、新潟県の離島では深刻な職員不足に伴って行政運営に支障が出て、県内のほかの自治体から職員を受け入れる事態が起こっていたり、青森県内でも十四町村の専門職試験で応募者がゼロだったと伝えられています。言い換えれば、権限移譲や国の制度改革に自治体が追いついていないとも言えます。しかもこれから人口減少が一層進んでいくことを考えると、宮城県も例外なく状況は恐らく一層深刻化すると思われます。今後は市町村の機能低下が危ぶまれるため、市町村の機能を広域化することで、補完性の原理の考え方とか、国・都道府県・市町村の三層構造を部分的に修正する必要があるかもしれません。実際、現在も複数の市町村で組織する広域連合や一部事務組合が介護保険などの運営を担っているケースは少なくないですが、これを人口減少地域で広げていくイメージです。総務省も、令和七年度当初予算案で「広域連携による市町村事務の共同実施モデルの構築」という事業を盛り込んでおりまして、この選択肢は現実に現在検討されていますが、広域化が唯一の解とも言えない面もあります。現況、都道府県は対人支援業務を余り担っておらず、いきなり市町村の事務を都道府県に移しても有効に機能するとは思えません。広域連合や一部事務組合についても、自前で職員を雇っているケースは少なく、組織のトップも直接選挙で決まっているわけではないため、住民から見ると縁遠くなっております。今後、県内の市町村の自治体機能のバックアップが必要なが想定される中で、県ができることは何か。私は県の業務の効率化のため、仙台市に集約してきたものを県内の各地域に業務を分散・分権を目指してはどうかと考えるものです。具体には、現状の県内各地

方振興事務所に力を与え、権限と人員を配置し、県内各市町村と相談できる体制であったり、協働で事業を展開してできる組織に再構築することができると考えます。行財政改革を進めてきた宮城県は、今まで行政の効率化を念頭に本庁に業務を集約していたことは承知しておりますが、今必要なことは各地域をこれ以上衰退させないこと。少なくとも、県職員が仕事だったり居住したりすれば、県職員が各地域の新しい力になり得るのではないのでしょうか。必要最小限な職員だけ仙台に勤務し、多くの職員は各地域の県内各地方振興事務所管内で勤務することで、各市町村のバックアップ、また何よりも人口減少で苦しんでいる各地域への支援につながると考えるものです。国においては、政府機関の地方移転を検討されておりますけれども、県においても県庁の分庁化、県庁の業務の地域内分権を進めることは地域を救う、地域活性化につながるのではないのでしょうか。宮城県の中で完結することでありますので、できることから進めていただきたいと思います。県の関係機関が必ず仙台市にある必要性はありません。県庁業務の地域内分権を進めることについて、知事に所見を伺います。

現在、国会においては百三万円の壁の問題や教育無償化、小中学校給食無償化の問題が論議されています。私はいずれも必要である施策だと認識していますが、その一方で、限りある国家財政の中で新たに展開することは、財政は本当に大丈夫なのかと危惧しております。予備費等を充当するようですが、予備費は予備費であり、時限的な事業ならばともかく恒久的な事業に用いるのは邪道です。もとより新規事業を始めるには既存事業を削って生み出した財源を新規事業に充てるスクラップアンドビルドの考え方は必須であります。歳入額が決まっている中で、事業の見直しができなければ新しい政策に投入する財源は生まれません。新しく取り組むべき政策を先に決め、その取組に充てる財源を生み出すために、これまで実施してきた既存事業の優先順位をつけ直す。このことが国に今強く求められているのではないのでしょうか。そこで伺いますのは、これまでの国会における議論を知事はどのように見ておられるのか。特に財政面、地方への影響について、また、事業のスクラップ・アンド・ビルドの考え方について、認識・所感を伺います。

数の減少率が明示されていて、この十年間の全国平均出生減少率は二九・四％であり、僅か十年で生まれる子供の数が三割減っているという深刻な少子化に陥っていることが報告されていました。それによると、特に東京圏への若い女性の就職期の転出超過が激しい東北地方では、若い女性の減少から発生する婚姻減が、出生減という社会減がもたらす出生数の縮小ループが少子化進行に多大な影響を与えていて、更に詳細を見てみると、初婚同士の夫婦当たりの子供の数は東北地方でも全国平均で、しかも東北地方で半世紀前の水準と変わらないにかかわらず、深刻な少子化の原因が夫婦の子供の数の問題とは統計的には言えない状況になっていて、つまり現状はカップルなくして出生なしという未婚化が主な原因であるものの、東北地方の社会減、若い女性の転出超過エリアでは、そもそも若い女性が学校を卒業したら、就職で地元から消えていることが婚姻減に直結する状態にあると示されています。もちろん宮城県においては、この問題に手をこまねいているわけではなく、令和七年度予算においても、重点施策として各種事業に予算計上していることは承知しておりますが、私は、保健福祉部マターで少子化対策に取り組み続けて、女性流出を生み出している諸問題へ抜本的解決をうたない状況が続く限り、この出生数激減傾向は変わっていかないのではないかと見ています。少子化問題は、企画、経済商工観光、保健福祉、環境生活の各部が連携し取り組まないといけない喫緊の課題で、例えば伊藤副知事をトップに据えてプロジェクトチームをつくり、全庁を挙げて取り組むぐらゐの県の気概・本気を見せていただきたいと思っております。この点について所見を伺います。

前日の報告で示されたのは出生数減少率のワーストランキング十二位に宮城県があり、三割減、三四・九％というものの四割減に極めて近い減少率となっていて、東北六県の常識としてあった主たる女性の移動先と一般的に信じられてきた東北の中の宮城県が、東北地方の人口ダムの役割を果たすことができず、地元から多くの女性が東京都に就職期に転出超過させて社会減となっており、このような状況で東北地方全体としても人口減少を食い止め、人口を増加させることは極めて厳しい状態と指摘されています。最も緩やかに出生数が減少している東京・大阪の二大エリアのみ約二割減という結果ですが、最もゆっくり少子化が進んでいるこの東京・大阪エリアの期間平均合計特殊出生率は一・一、一・三と低く、必ずしも出生減発生期間、十年の都道府県の平均合

計特殊出生率は、出生率の高低が少子化のスピードに影響しているとはいいがたい状況であることを示しています。この報告にあるとおり、十年間の出生率の高さと少子化速度に相関関係はなく、出生率が高いから子供が減りにくいというわけでも、出生率が低いから子供がどんどん減るわけでもないのです、出生率の高さで都道府県や各自自治体の少子化対策を語ってはいけないと私も思います。この合計特殊出生率という数値は、現状の若い未婚女性の人流に対し有効性があるのか。未婚女性が就職期に地元を去ることが、一極集中のメインである事象である以上、現況地域に若い女性が生活していなくては、地域の発展はあり得ないということに私たちは気づくべきではないでしょうか。若い未婚の女性に選ばれるには、仕事があり、それもただの仕事ではなく年収が高い職種、子供ができる環境、キャリアが分断しないように、休める時は休めるように、そして子供を育てる環境、特に首都圏に負けない価値のある教育環境の充実、あとは適当に遊ぶことができる仕掛けづくりが必須条件で、極端なことを言えば、東北・宮城から東京・首都圏の流れではなく、東京・首都圏から若い世帯を東北・宮城に引っ張ってくる強引き、力強い施策が今こそ必要だと思います。この問題は待ったなしです。喫緊に最優先で取り組むべき課題です。今までのやり方では通用しないことが、結果としてあらわれている。過疎社会減対策を根本的に見直し、若い未婚女性が求めているのは何か、そのことを探求し、実現していくことが必要で若い女性に選ばれる宮城県のためにどうあるべきか、知恵を出していくべきではないでしょうか。県においては、少子化対策の柱に若い未婚女性対策をもっと強く打ち出すべきだと思いますが、この点いかがでしょうか。答弁を求めます。

総務省や厚生労働省などの調査で、二〇三五年に世帯主が六十五歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が約三割に達するという見通しがあります。高齢者を対象とするサポートの継続が困難になることが懸念されている中、国会においては、高齢者の医療費負担増大や社会保険料の見直しなどが議論されていますが、今、高齢者が関心を寄せているのは、医療の問題、とりわけ高額療養費制度の見直しで、高齢者の多くは、自己負担の引き上げ論議で、治療が必要な方が、治療を諦めざるを得ない状況が生み出されるのではないかということを懸念しています。今月十八日、丸山島根県知事は、医療費の患者負担に月ごとの限度を設けた高額療養費制度の見直し、自己負担の引き上げを提案し

た政府について、生存権を保障した憲法二十五条に違反すると指摘。国家的殺人未遂という過激な発言までされておられます。この問題に関して、全国知事会会長である村井知事はどのように考えておられるのか。また、知事会のメンバーである島根県知事が踏み込んだ発言をされている中で、知事会として何かアクションを起こすことを考えておられるのか伺います。

消費者庁の令和六年度地方消費者行政の現況調査によれば、全国の消費生活センター等で相談業務に関わる相談員は、平成三十年に三千四百二十四人をピークに、この六年間で七十五人も減少し、令和六年では三千三百四十九人、相談員五〇・六％が六十歳以上となっており、相談員の高齢化、担い手不足は深刻な問題となっているとのことです。また、相談員のほとんどは非常勤職員で七割以上の相談員の雇用期間は一年以下となっており、相談員の人材育成や処遇改善等の財源確保が求められているとのことです。また、相談員の現状はどのような状況なのでしょうか、お示し頂きたいと思います。

消費者にとっては、平日の昼間に相談の電話をする時間がない、相談員にとっては相談情報の入力に時間がかかるなどの課題があります。このため多様な相談者のニーズへの対応、相談員の負担軽減、AIによる相談データの分析評価等により、消費生活相談サービス向上を目指し、現在、国においては消費生活相談のDX化が進められており、全国消費生活情報ネットワークシステムが令和八年十月より新システムに切り替わる予定となっておりますが、宮城県においては、消費生活相談のDX化についてどのような検討されているのか、検討状況を伺います。

令和二年、公益通報者保護法は、公益通報者保護制度の実効性を高めるため、事業者に対して、内部公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、そのほかの必要な措置の義務づけ等の改正が行われ、令和四年六月に施行されました。中古車販売大手法人による自動車保険の不正請求など、企業の不祥事が発覚した際に、当該企業における内部通報体制の不十分さが露呈する事態が相次ぎ、消費者庁は令和五年九月、大手法人に対し初の公益通報者保護法に基づく指導措置を実施しましたが、それ以降は正指導件数は、令和六年三月末現在二十四件と聞いています。こうした中、消費者庁は、令和二年の改正法の施行から一定期間が経過したことから、令和六年五月に有識者等による公益通報者保護制度検討会を設置し、十二月に公益通報を理由に解雇や懲戒処分を

した事業者に対する刑事罰の導入や、通報者を特定する探索行為に対する禁止規定を設ける等の提言を取りまとめ、近く法改正もされると聞いています。もとより公益通報者保護法は、告発者が報復や不利益な扱いを受けることなく安心して通報できる環境を提供することで、行政内部での不正を早期に発見し、是正するための重要な制度です。この制度により公正な行政運営を確保し、国民の信頼を守ることが目指しています。しかし、公益通報者保護制度が適切に運用されない場合、通報者が不利益な扱いを受けるリスクが残る可能性があります。このような状況を踏まえ、宮城県においても公正な行政運営を確保し、県民の信頼を得るためにも運用を一層強化し、通報者の保護を徹底するための対策が急務だと考えます。そこで県における内部通報の運用状況はどうか。通報後の調査と処理についての中立性、透明性を確保するためにどのような対応されているのか。通報者が不利益な扱いを受けないような対応策を講じているのか、お伺いしたいと思います。

二〇二四年五月改正された物流総合効率化法は、二〇二五年度には努力義務の判断基準が示され、各社による貨物重量の算定や物流効率化指標、荷待ち・荷役時間、それから積載効率などの現状把握が求められています。物流業務を物流事業者に外部委託している荷主企業は、外部委託先と十分に連絡して対応していく必要性が出てきています。これを機に、自社の物流体制を見つめ直したり、場合によっては仕組みやツールの導入を検討したりする契機になっていくかもしれません。私たちの社会経済活動を支えている長距離トラック輸送ですが、トラックドライバーの労働環境の改善を目的として、時間外労働を年九百六十時間に制限する改正法が二〇二四年四月に施行され、労働時間制限されており、ドライバーの労働環境の改善が期待できる一方で、労働時間の削減によるドライバーの収入減少や運びたくても運べないという業務機会を失うことにより、物流企業に利益の減少が起るなどの懸念もあります。国の報告書では、二〇三〇年にはトラックドライバー三十四万人相当の輸送力が不足すると推計されています。このいわゆる二〇二四年問題に注目を集めるのが、トラック運転士の荷待ち・荷役作業です。両工程で計三時間以上も要し、長時間労働を招いているとして、国は一時間以上減らす二時間ルールを打ち出しています。例えば、農産物の産地でも時間短縮の鍵を握るパレットの普及をはじめ、出荷体制の見直しが急務となっています。これからは産地が、運

送会社の持続性を考えていかなければ消費者に産品が届かなくなっていく、そのような時代になってきています。標準パレットの導入促進をはじめ、トラック運転手の荷待ち・荷役作業を減らすため、県としてどのような対策を講じていくのか伺いたいと思います。また、気象に左右される生鮮品を産地から消費地へ届ける上で、物流の停滞は品質低下や販路減少などにつながる懸念が大きいものがあります。荷主から消費地までコールドチェーンの確保について、荷主側から過度な負担が生じないよう、政策的な支援も重要と考えます。また、働き手の確保も速急に取り組んでいかなければなりません。そもそも物流業界は、建設業界に次いで二番目に女性の就業率が低い業界と言われています。人材確保の観点からも、女性が働きやすい職場環境をつくることが急務です。荷役作業の軽減、勤務体系の見直し、施設環境の見直しなど、物流業界での女性の活躍を推進するために、県は何ができるのか、どのような取組を進めていくのか、今後について伺います。

飲食業や輸送業を運営している皆様から、荷物の搬入時などに駐車を認める基準が明確でないとして要望を頂いております。道路交通法は、警察署長の許可を受ければ駐車禁止部分でも駐車でき、また荷物の搬入中のトラックなどが駐車許可を得るケースがある一方で、地域によっては前例がないなどの理由で認められていないというケースもあるようです。この点、どのようにお考えなのか、答弁を頂きたいと思います。

みやぎNPOプラザについて伺います。

新年度、県民会館、みやぎNPOプラザ複合施設の建設工事が本格化してまいります。そこで気がかりなのは、NPOプラザのコンセプト、位置づけがはっきりしていないということです。このみやぎNPOプラザは、開館から二十年以上経過するわけですが、私も、私はこの宮城県のNPO活動、市民活動にどれだけ貢献できたのか、総括が必要だと思っています。この質問をするに当たって、担当課に事業評価を伺いましたが、ほぼ満点の評価でした。本当にそうなのか。NPOプラザの運営管理はこの間、中間支援を主業務とする同じNPO法人が平成十七年から担ってまいりました。二十年間予算の増減はありますが、総額六億七千万円もの費用が指定管理一つで、同じ法人が長年同じ業務で担っています。これは異常なことで、少なくとも競争原理を働かせるべきではないでしょうか。この点について改善を求めるものですが、御当局の所見をまず伺いま



す。

六億七千万円かけて県民に何が残っているのか。二十年かけて公の費用で支えた巨大なNPO一つつくったことにしかないのではないのでしょうか。それでは困ります。現在、県内にあるNPOの支援センターは、みやぎNPOプラザを除いて十一か所ありますが、その運営は脆弱であり、運営費用はNPOプラザほど恵まれていません。問題は、この質問の前に担当課に各支援センターの予算規模をお聞きしましたが、分からないということでした。所管課が把握していなくてよいのかなという疑問がありました。そのことは置いておいても、NPOプラザ開館以来、県は、各市町村の圏域の中間支援組織をどう育成するか、各拠点にある圏域のNPO組織を活性化させることを念頭に、施策展開をされてきたはずです。私はむしろこの三千万円という非営利活動促進に使う費用をNPOプラザの運営に使うのではなく、各拠点にある圏域の中間支援組に支援すること、少しでも地域の活動団体を増やし、地域活性化、地域の衰退に歯止めをかけるよう使うべきで、指定管理のかわりに、今のみやぎNPOプラザは共同参画社会推進課のNPO協働社会推進班が常駐し、直営で運営してもよいのではないかと考えるとこゝろです。そこで伺いますが、新しくNPOプラザを開館するに当たり、御当局からコンセプト、位置づけをお示し頂きたいと思います。また、各地域の圏域の中間支援組織をどう育成するか。各拠点による圏域のNPO組織を活性化させるかについて頭に入れて、施策展開をしていただきたいと思えますけれども、この点について責任ある答弁を頂きたいと思います。

経済財政運営と改革の基本方針二〇二四では、「寄附の促進等に加え、NPOの行う事業を支援する中間支援組織を通じた支援を含め、社会問題解決に取り組む民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展に取り組む」、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画二〇二四年改訂版では、「社会的問題を解決するNPOの取組を後押しするため、NPOの行う事業を支援する中間支援組織を通じて、事業初期における自由度の高い資金供与、人材の確保・育成、事業のコーディネーターの養成・配属等の取組を支援する」と異例なことですが、NPOの中間支援について触れています。背景には社会問題が複雑に絡み合い、その解決のために、官民の連携と分野・縦割りを超えた連携が必要だという認識が広がっている中で、NPOの運営支援と多様な主体を

コーディネートする機能の必要性に注目が高まっていると認識するものです。期待と現状のミスマッチがある中で、改めてその機能の在り方を考えるタイミングに来ているのではないでしょうか。最後に申し上げたいのは、現状維持では駄目で、これからの新しい時代のNPOプラザの運営に関する考え方も変えていく必要があると私は思います。この点御所見を伺い、私の第一問とさせていただきます。御清聴大変ありがとうございます。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 小野寺健議員の一般質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず大綱一点目、地方分権と行財政改革についての御質問にお答えいたします。

初めに、仙台市との間における二重行政等の課題についてのお尋ねにお答えいたします。

県政の推進に当たっては仙台市との連携が重要であると認識しており、仙台市長とは常日頃から連絡を取り合い、意思疎通を図っているところであります。仙台市との間で調整が必要な課題が生じた場合には、トップ同士のみならず様々なレベルで調整を行っており、現時点で二重行政等の課題はないと考えております。また地方分権を図る上で、市町村に権限移譲を進めていくことは重要と考えております。大都市行政の合理的、能率的な執行と市民の福祉向上を図るため、都道府県の事務を指定都市が処理する制度である事務配分の特例に関しましては、これまで大規模災害時における被災者支援の権限や指定都市の教職員給与の財源の移譲等が行われており、その他の財政面についても特別の行政需要が考慮された措置がなされているものと認識をしております。更に県では、条例により仙台市に対し四十四事務権限を移譲しており、今後も市の意向を確認しながら適切に進めてまいりたいと考えております。

次に、特別自治市に対する懸念と国の地方のあるべき姿についての御質問にお答えいたします。

指定都市市長会が新たに地方自治の仕組みとして提案している特別市実施については、効率的な都市経営の実現を目指すものと認識しております。一方で、地方制度調査

会や全国知事会においては、道府県の広域調整機能の低下や周辺市町村に対する行政サービスの低下などの懸念が示されております。私といたしましては、我が国の人口減少が本格的な局面を迎える中で、今後、多様化・増大化する行政ニーズに的確に対応していくためには、国と地方の在り方を抜本的に変える地方分権型の道州制の導入が必要であると、これまで一貫して提唱してきたところであります。特別自治市の検討に当たっては、国と地方の役割分担を踏まえ、地方自治制度全体を見直す中で議論していくべきものと考えており、現在、総務省の大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループで議論されていることから、国の動向を注視し、全国知事会と連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、現在国会で議論されている内容の地方への影響とスクラップ・アンド・ビルドについての御質問にお答えいたします。

現在国の来年度予算審議の中で、焦点となっているもののうち高校授業料及び学校給食費の無償化については、全国知事会でも要望してきたところであり、子供・子育ての後押しになるものと考えております。その実施に当たっては、地方財政への影響に十分配慮することが重要であり、必要な財源手当てを講じていただきたいと考えております。また、事業のスクラップ・アンド・ビルドについては、限られた人員と予算の割り振りを最適化する上で欠かすことのできない視点であり、こうした仕組みを取り入れることで、事業の新陳代謝を促し、より時代のニーズに合った行政運営が図られるものと考えております。

次に、大綱二点目、少子化対策・高齢者対策についての御質問にお答えいたします。初めに、少子化対策の実施体制についてのお尋ねにお答えいたします。

少子化・人口減少対策は、我が県の最重要課題であり、全庁一丸となって政策横断的に対策を講じていくことが必要であると認識しております。このような認識のもと、新・宮城の将来ビジョンの初年度である令和三年度の年度始めにあたり、全職員に対し、若い女性の県内定着に向け、部局の垣根を越えた取組の検討を直接指示するとともに、幹部職員が一堂に会して意見を出し合い、施策の方向性などを議論いたしました。これらを踏まえまして、次世代育成・応援基金を新設し、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援や若者・女性の県内定着に向けた新たな取組を、若い世代の意見を頂

きながら進めてまいりました。更に、来年度当初予算においても、人口減少対策を重点項目の一番目に位置づけ、男性育休取得奨励金やオフィス環境整備に対する補助金を新たに創設するなど、積極的に進めていくこととしております。引き続き様々な主体と連携をしながら県庁の総力を結集し、あらゆる方策を講じて人口減少対策に力を尽くしてまいります。

次に、いわゆる若年未婚女性の人流対策についての御質問にお答えいたします。

我が県では二十代前半の人口、特に女性の人口が就職等による転出超過となっており、若い女性の流出が大きな課題であると認識しております。この主な要因といたしましては、地方で希望する仕事がないことや、家事・育児の負担が女性に偏るといった性別による固定的な役割分担の意識が特に地方で根強いことなどが挙げられております。このため、女性が働きやすい職場環境整備に向けた専門家の派遣や施設整備等の補助、出産や子育てで離職した女性の再就職を支援するみやぎ女性のキャリア・リスタート支援センターの開設、女子学生を対象とした県内企業とのマッチング支援などに取り組んでまいりました。更に、来年度からは夫婦で育児に取り組む環境づくりを進めるため、男性育休補助金を新設することとしております。加えて、女性活躍推進やジェンダーギャップ解消に向けた気仙沼市の好事例を他自治体へ横展開し、地域の機運醸成を図ってまいります。県といたしましては、これまで以上に女性が働きやすい環境づくりに努めるとともに、官民を挙げて無意識の思い込みであるアンコンシャスバイアスの解消に力を注ぎ、若者や女性に選ばれる地域になるよう取り組んでまいります。

次に、高額療養費制度の見直しについての御質問にお答えいたします。

高額療養費制度については、高齢化や高額薬剤の普及等により総額が年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加していることから、自己負担限度額の引上げ等の制度の見直しが提起されたものと承知しております。今回の制度見直しでは、がん患者の団体等から、負担増により治療継続が困難になるとの意見が出され、厚生労働大臣が自己負担限度額を引き上げる政府方針を一部修正することを表明しております。国では高額療養費制度という重要なセーフティーネット機能を将来にわたって堅持しつつ、当事者の不安の声にも配慮しながら適切に検討を行っていくとしておりますが、私といたしましても、様々な声に配慮し、可能な限り幅広く合意形成を図った上

で、全ての世代の保険料負担が軽減される制度の見直しが必要であると認識しております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱一点目、地方分権と行財政改革についての御質問のうち、地方振興事務所の権限と人員の強化についてのお尋ねにお答えいたします。

地方分権の取組を今後更に推進していくことが重要である一方、そのための財源や人材確保に苦慮している自治体が少なくないのもまた事実であります。県及び市町村の限られた資源を有効に活用して、住民サービスの最適化を図る上で、互いの役割を明確化し、時代のニーズに合わせて権限移譲やマンパワーの融通等を柔軟に行っていくことも大事であると考えております。御指摘のありました、地方振興事務所の体制強化については、市町村支援につながる一面があるものの、行政分野によつてはニーズの少ない業務に人員を分散配置するなど、効率性の面からの課題もあり慎重な検討が必要です。圏域ごとに課題は様々であり、また課題解決には、人的支援よりもDXによる対応が望ましいものも今後ますます増えていくと見込まれることから、県と市町村が知恵を出し合い、必要に応じて県民の皆様の御意見も伺いながら、よりよい解決策を見いだしてまいりたいと考えております。

次に、大綱三点目、消費生活相談の現状と課題についての御質問のうち、公益通報の運用状況等についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、公益通報のうち内部通報への適切な対応を図るため、職員等からの通報への対応に関する要綱を定めており、これに基づく内部通報の受付件数は、ここ数年、ゼロから五件程度で推移しております。この要綱では、受付後の調査に当たって通報者が特定されることのないよう十分に配慮することなどが規定されているほか、通報者の探索や通報者への不利益な取扱いを禁止し、違反した職員に対しては懲戒処分等の措置を行うと定めております。また、受付は内部窓口としての行政管理室、外部窓口としての担当弁護士いずれかでを行い、担当弁護士の助言を受けながら、被通報者には関与させずに調査した上で、その結果を通報者に遅滞なく通知することにより、中立性、透明性

を確保しているところです。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱三点目、消費生活相談の現状と課題についての御質問のうち、相談員の現状についてのお尋ねにお答えいたします。

宮城県消費生活センター及び県民サービスセンターには、現在、定数二十八人に対して二十六人の消費生活相談員を配置しており、このうち約半数が六十歳以上となっています。昨今、相談内容が複雑化する中で、消費生活相談員には多岐にわたる相談に適切に対応することが求められることから、国民生活センターや日本消費者協会の講座をはじめ、様々な機会を捉えた研修の受講や顧問弁護士による関係法令の勉強会を定期的に開催するなど、相談対応能力の向上に努めているところです。消費生活相談員の人件費の財源の一部には、国の地方消費者行政強化交付金を活用しているところですが、相談員の処遇改善は全国的な課題であることから、引き続き、更なる財政支援について、全国知事会などを通じ国に働きかけてまいります。

次に、消費生活相談のDX化の検討状況についての御質問にお答えいたします。

県消費生活センターでは、電話や来所による相談受付に加え電子申請による受付も行うなど、相談者の利便性にも配慮しDX化を進めております。また、国が検討を進めている新たな全国消費生活情報ネットワークシステムについては、電話相談の内容に応じてキーワードを入力すると回答の参考になる情報が自動で表示される、FAQ機能が新たに追加されるなど、相談員の負担軽減に資するとともに、相談者に対してより一層速やかな回答が可能になることが期待されております。県といたしましては、国の新システム導入時期である令和八年十月の切替え時期に合わせて、新システムを導入できるように準備を進めてまいります。

次に、大綱五点目、NPO施策・県民協働についての御質問のうち、みやぎNPOプラザの指定管理についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、平成十三年度にNPO活動を支援する中核拠点施設として、みやぎNPOプラザを設置し、平成十七年度からは指定管理者制度により管理運営を行っているこ

ろです。指定管理者については公募を行い、外部委員を含む選定委員会において事業計画や収支計画、申請者の能力等を総合的に評価し、最もすぐれたものを選定しております。公募はこれまで六回行っており、うち三回は複数の団体から応募がありました。結果として現在の指定管理者が続けて選定されている状況にあります。次回募集する指定管理の期間には、新しいNPOプラザの管理運営も含まれるものとなります。このため県といたしましては、より多くの団体から応募頂き、NPO活動に関する情報収集・発信や相談対応、NPO中間支援組織の活動支援などの従来機能の強化に加えて、文化芸術活動とNPO活動との連携・融合により、複合施設としての効果を最大限発揮できる団体を選定してまいりたいと考えております。

次に、新しいNPOプラザのコンセプトや地域の中間支援組織の育成等についての御質問にお答えいたします。

新しいみやぎNPOプラザは、昨年十月に策定した管理運営計画において「多様な主体と世代を結び、交流と活力を創造し、NPOの新たな可能性を広げる」を運営の基本コンセプトに掲げ、県内全域のNPOの活動促進に資する中核機能拠点としての機能を強化することとしております。このため、新しいみやぎNPOプラザでは、地域のNPO支援施設や中間支援組織のネットワーク及び人材育成の強化に取り組むとともに、NPO支援施設が未整備の地域における市町村とNPOとの連携強化を推進してまいります。また、県民会館との複合施設化により、多様な人々が交流する機会の増加を生かしたイベント実施や、DX・オンライン機能を活用したボランティア募集のマッチングなどに取り組むことで、県内のNPO組織の活性化を図ってまいります。

次に、みやぎNPOプラザの運営についての御質問にお答えいたします。

複雑化・多様化する地域経済やSDGsへの取組に対する関心が高まっている中、NPOが取り組む社会的・公益的な活動に対する期待とその果たす役割は大きく、企業や学生など様々な主体の参画により、NPO活動の担い手が一層広がっていくものと認識しております。このため、新みやぎNPOプラザの運営に当たっては、県内のNPOと企業、学校、地域コミュニティなどの多様な主体の参画と連携・協働の推進に向け、ボランティアやプロボノとのマッチングや、NPOと企業等の交流イベントの開催、その他、文化芸術とNPOの相互ネットワークを活用した連携事業などに取り組んでまい

ります。なお、こうした具体的な取組の推進に当たっては、中間支援組織が重要な役割を担っていることから、中間支援組織の育成とネットワーク化を図り、アウトリーチによる連携協力を推進するため、みやぎNPOプラザの機能の更なる強化・充実に取り組み、県内におけるNPO活動の更なる促進を目指してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱四点目、物流二〇二四問題への対応についての御質問のうち、トラック運転手の荷待ちや荷役作業の軽減への対策についてのお尋ねにお答えいたします。

御指摘のとおり、荷待ち・荷役作業の軽減が急務であるため、県はこれまで中小企業等デジタル化支援事業により、配車計画管理システムの改修等による荷待ち時間の軽減や、中小企業販路開拓総合支援事業により省スペース型荷役作業機器の普及を支援するなどの取組を行ってまいりました。また、昨年九月には、県トラック協会や大手宅配事業者と全国初となる持続可能なトラック輸送に関する協定を締結し、共同して街頭啓発を行うなど、県民一丸となった行動変容を積極的に働きかけております。更に、流通業界においても、例えばJA全農みやぎでは、手作業で行っていた米袋のばら積みやパレットや大型フレコンバッグを活用した作業に転換し、また、イオン東北株式会社を中心とした東北物流みらい研究会では、複数の業者が共同して配送を担うなど様々な改善に取り組んでいるところです。県としましては、引き続き県トラック協会や流通業界の皆様と緊密に連携し、物流の効率化に向けた対策をしっかりと講じてまいります。

次に、物流業界における女性活躍を推進するための取組についての御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、物流業界の人材不足を解消し持続的なトラック輸送を確保するためには、女性が活躍できる環境づくりが必要であり、女性の雇用や定着に向けた取組が重要であると認識しております。このため県では、県トラック協会と一体となり、女性ドライバー用の休憩施設やトイレの整備のほか、女性や若者の雇用を促す人材確保セミナーの開催、国と連携した女性ドライバーの確保に向けた広報など、女性が働きやすい



環境づくりや人材確保について、県トラック協会女性部会の意見も伺いながら支援してまいりました。また、昨年度には物流業界における再就職支援も含めて行う、みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センターを設置したほか、働きやすい職場づくりに向けた企業向けセミナーを開催するなど、女性の雇用施策を展開しているところです。県といたしましては、引き続き県トラック協会などと連携しながら、物流業界に対する認知度を高めるとともに、女性が活躍できる環境づくりを支援し、女性の新規就労や定着に向けた取組を推進してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 警察本部長細田正君。

〔警察本部長 細田 正君登壇〕

○警察本部長（細田 正君） 大綱四点目、物流二〇二四問題への対応についての御質問のうち、駐車許可についてのお尋ねにお答えいたします。

駐車禁止場所における駐車許可については、公安委員会が定める宮城県道路交通規則に規定された許可基準に基づき、警察署長が審査した上で許可の可否を判断しております。審査に当たっては、前例がないなどの理由で不許可とする対応はこれまでも行っており、物流二〇二四問題を考慮し重ねて適切に対応するよう指示しております。また、地域住民や業界団体の駐車に関するニーズを把握し、許可によらず駐車が可能な荷さばき駐車施設を設置するなど、駐車規制の見直しも進めております。引き続き適正な交通規制に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 十四番小野寺健君。

○十四番（小野寺 健君） 御回答ありがとうございます。私、県議会に送っていただいてからもう一年ちよつとたつのですけれども、その間、宮城県内の全域を様々歩かせていただいております。私、仙台生まれですので、ずっと宮城県におりますので、昭和五十年代の各市町村のそこであった生活の営みだとか、きらきら感とか、それで人がいたというふうに思っていて、同じような思いで現在その地域に行きますと、本当に今人がいないという状況が——これは地方の問題は本当に待ったなしなのだなということをよくよく思います。そして田んぼに関しても、宮城県は米どころで、秋になると本当

に輝くようなお米の稲穂が垂れてきているわけですけれど、それを見て、去年の秋、休耕田が本当に多くなったなあというふうに思います。地域の力というものがやはりかなり衰えてきているなど実感しております。このためにどうしたらいいのかなっていうのが、私の仕事であつたり、宮城県の皆さんの仕事であるのではないかなという認識をしています。四病院の問題にしても、知事は仙台市から各病院を各地区へというところで、今後の地域を何とかしなければいけないという思いで一緒に動いていただいているのかなと思いますけれども、それにしても、この地域の問題というのは今今本当に待たなしなので、国は地方分権ということで、国の機関を宮城県とか都道府県とかに移設するというようなお話をしていますけれども、私はこの宮城県でも同じようなことを、各地域の拠点圏域にやっぱ力を与えるという意味で、宮城県の今の組織をいかに地域内分権で——仙台に施設がある必要性は全くないので、仙台からいかに移していくかという視点が私は必要なのではないかなというふうに思っています。私、第一問では知事に所見を求めましたので、この点、知事のお考えをお伺いしたいと思っておりますので、どうかお願いいたします。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど部長からも答弁ありましたけれども、地方振興事務所にいろいろ権限は移譲しております。そして地方振興事務所長の裁量でいろんなことができるようになっております。またそれぞれほかの事務所もございまして、土木事務所もありますし、教育事務所もありますし、保健福祉事務所もございまして。そういったところにそれぞれいろんな権限を与えて、市町村とよく連携をとりながらスムーズに意思疎通がはかれるようにしているつもりではございます。また昔、私が知事になる前、なつた直後ぐらいでしょうか、ある県で、宮城でいう地方振興事務所の力をつけなきゃいけないということで、分かりやすく言うところにいる部長を地方振興事務所に次に移すということをやったことがあったけれども、結局なかなかうまくいかなかったそうであります。どうしても本庁がある程度、予算を配分する、していかないといけないというようなこともあり、本庁がある程度ガバナンスを利かせないと、地方がなかなか動きづらいというようなことが、そういったところが顕在化したということもありまして、今の仕組みにしたということでございます。しかしながら、小野寺議員がおっしゃるよう

に、そういったところに更に大きな力を与えていって、更に市町村と連携を密にとれるようにしていくこと、これ非常に重要なことだというふうに思いますので、そういった視点で、これからいろいろ検討してまいりたいなと思っております。

○副議長（本木忠一君） 十四番小野寺健君。

○十四番（小野寺 健君） 各地域をどのようにしていくかという視点が、やはり大事なのではないかなと思っておりますし、多分今までのやり方では通用しないというところもあるのだと思います。県庁職員が多数おられますけれども、大多数は仙台圏にお住まいです。仕事場がそれぞれの圏域にあれば、県の職員さんは、通う人もいるかもしれないけど、住む方もいらつしやる。そこで生活することになるという中で、現実、この各圏域の地域がどうなっているかということも、生活することによって分かってくることもあるのではないかなというふうに思います。いかにその県の職員さんを仙台に集中するのではなくて、各圏域で仕事をしていただくようなやり方を考えていくのが必要ではないかというのが、私が今回第一問でさせていただいたのですが、今までは行財政改革で、効率化、効率化と言いましたけど、効率化ではやっぱりできないことがあるのではないか、この地域を特にこの衰退をとめるためには、無駄なことも必要なのではないかとというふうに思っております。この点、ぜひ組織のほうでこれからいろいろ考えていただきながら、検討を重ねていただきたいというふうに思います。私が申し上げるのは、少子化の問題、それから地域内分権の問題、様々ありますけれども、やはり県内十四市二十町一村の三十五市町村と連携して総力を挙げてやっていかないと、これはもう全然解決できない案件だし、今の事情からすると、もうオール宮城でやっていかなければいけないということだと思います。仙台市が、宮城県が、だけじゃなくて、オール宮城で仙台市も踏まえて頑張っていかなければいけない現実が今あるのではないかと思いますので、改めて様々な事業、三十五市町村とやっていくと思います、新年度。村井知事の御決意を頂きたいと思います。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私はいつも職員に、国があつて、県があつて、市町村があるのではなくて、市町村があつて、それをできないところを支えるのが我々の役目で、そして我々ができないところを支えるのが国なのだと。まずは市町村ありきで考えようよと

いうことをずっと言っております。県がやれることってというのは、どうしても広域行政で限られておりまして、県民に一番近いのは市町村でございますから、まずは市町村と連携をとっていく、そして市町村の考え方になるべく足並みをそろえていくという、そして差が出たらそこをどうやって穴埋めしていけばいいのかということを考えていくというのが、我々に一番大切なことではないかなというふうに思っております。その姿勢で二十年間やってまいりましたけれども、更に深化させていきたいなというふうに思っております。

○副議長（本木忠一君） 十四番小野寺健君。

○十四番（小野寺 健君） 各地域の疲弊が本当に今大変な状態ですので、知事はじめ県の職員の皆さんのお力と知恵をぜひ総結集していただいて、新年度、取り組んで頂きたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。